

2023年7月24日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会が保有する本人に関する個人情報。貴協会が本人を世帯主とする特定住所 A、特定住所 B 他 4 筆を含む所在地先を S. 48 年から H 13 年 8 月までの間、放送受信契約未契約として扱っていることを示す資料、記録、地図及び営業管理システム上の data」とした、個人情報の開示の求めがあった。

NHK は、求める個人情報は存在せず、開示することができないとした。

これに対して、視聴者より、NHK ホームページ上に、営業システム上の「お客様検索画面」の写しが掲載されている。この画面は求めたものに相当しているなどとして、再検討の求めがあった。

2 NHK の見解の要旨

NHK は平成 13 年 9 月 30 日に営業システムの登録について、誤った住所である特定住所 C から正しい住所である特定住所 A に修正した。平成 13 年 9 月 30 日以後は、本人の放送受信契約の住所は、営業システムの登録上も、契約締結時の昭和 48 年より特定住所 A であったという取扱いとなり、「既契約先」となっていることから、未契約として扱っていることを示す資料等はない。

また、平成 13 年 9 月の補正前に特定住所 A、特定住所 B を未契約であると訪問員が誤って認識した可能性はあるが、その記録は存在しない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めについて、当委員会は、関係部局への聴取を行い、放送受信契約に関わる NHK の営業関係の帳簿書類の保管期間を定めた規程に「未契約」に関する規定はなく、平成 13 年以前に、本人宅を「未契約として扱っていることを示す資料」は存在しないことが推認される。また、平成 13 年 9 月 30 日に営業システムの登録について、誤った住所である特定住所 C から正しい住所である特定住所 A に修正されたことが認められる。このため、平成 13 年 9 月 30 日以後、本人の契約住所は営業システムの登録上、契約締結時の昭和 48 年より特定住所 A であったという取扱いとなり、当該世帯は「既契約先」となっていると認められることから、当該保有個人データは存在しないという NHK の説明に特段不自然不合理な点はなく、本件を不開示とした NHK の取扱いは妥当と判断する。

4 審議の経過

2023年 5月18日 (第330回審議委員会)

6月 8日 (第331回審議委員会)

諮問、審議

7月24日 (第332回審議委員会)

審議

審議、答申